

横須賀市報

第 1791 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示	
◇デュオよこすか等の供用の休止について……………	14597
◇指定代理納付者の指定の取消しについて……………	〃
◇市の施設の供用の休止について……………	〃
◇地縁による団体の告示事項の変更について……………	〃
◇特定教育・保育施設の確認について……………	14598
◇特定地域型保育事業者の確認の辞退について……………	〃
公 告	
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇固定資産税・都市計画税の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達……………	14599
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の指定について……………	〃
◇指定下水道工事店の商号の変更について……………	14600
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

告 示

横須賀市告示第84号 (令和2年4月27日) 掲 示 済

次に掲げる施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。

令和2年4月27日

横須賀市長 上地克明

休止する施設及び期間

- 1 デュオよこすか 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 2 横須賀市文化会館の一部 令和2年4月11日から同年5月6日まで
- 3 横須賀芸術劇場 令和2年4月11日から同年5月6日まで
- 4 横須賀市立市民活動サポートセンターの一部並びに横須賀市立追浜市民活動サポートセンター及び横須賀市立久里浜市民活動サポートセンター 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 5 追浜コミュニティセンター(分館を含む。)、田浦コミュニティセンター、長浦コミュニティセンター、逸見コミュニティセンター、坂本コミュニティセンター、本町コミュニティセンター、安浦コミュニティセンター、三春コミュニティセンター、衣笠コミュニティセンター、池上コミュニティセンター、大津コミュニティセンター、浦賀コミュニティセンター(分館を含む。)、鴨居コミュニティセンター、岩戸コミュニティセンター、久里浜コミュニティセンター、北下浦コミュニティセンター、長井コミュニティセンター、武山コミュニティセンター及び西コミュニティセンター 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 6 横須賀市健康増進センター 令和2年4月28日から同年5

- 月6日まで
- 7 横須賀市リサイクルプラザ 令和2年4月4日から同年5月6日まで
- 8 横須賀市産業交流プラザ 令和2年4月15日から同年5月6日まで
- 9 横須賀市勤労福祉会館 令和2年4月15日から同年5月6日まで
- 10 横須賀市立追浜青少年の家、横須賀市立田浦青少年自然の家、横須賀市立逸見青少年の家、横須賀市立坂本青少年の家、横須賀市立青少年会館、横須賀市立本公郷青少年の家、横須賀市立衣笠青少年の家、横須賀市立池上青少年の家、横須賀市立森崎青少年の家、横須賀市立大津青少年の家、横須賀市立浦賀青少年の家、横須賀市立鴨居青少年の家、横須賀市立久里浜青少年の家、横須賀市立北下浦青少年の家、横須賀市立武山青少年の家及び横須賀市立大楠青少年の家 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 11 横須賀市立総合福祉会館の一部 令和2年4月4日から同年5月6日まで
- 12 横須賀市立船越老人福祉センター、横須賀市立本町老人福祉センター、横須賀市立池上老人福祉センター、横須賀市立鴨居老人福祉センター、横須賀市立北下浦老人福祉センター及び横須賀市立秋谷老人福祉センター 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 13 横須賀市立公郷老人憩いの家 令和2年4月28日から同年5月6日まで
- 14 追浜公園、ヴェルニー公園、不入斗公園、はまゆう公園、衣笠公園、衣笠山公園、大津公園、燈明堂緑地、ペリー公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園の各一部 令和2年4月28日(衣笠山公園及び燈明堂緑地の各一部にあっては、同月15日)から同年5月6日まで
- 15 夏島都市緑地、猿島公園、三笠公園、しょうぶ園、くりはま花の国、光の丘水辺公園、長井海の手公園、荒崎公園及び太田和つつじの丘 令和2年4月9日から同年5月6日まで(猿島公園にあっては令和2年4月7日から当分の間、三笠公園の一部にあっては令和2年4月9日から同月10日まで)
- 16 横須賀市営公園墓地の一部 令和2年4月25日から同年5月6日まで
- 17 横須賀市立うみかぜ公園の一部 令和2年4月11日から同年5月6日まで

横須賀市告示第99号 (令和2年4月30日) 掲 示 済

令和2年横須賀市告示第76号(指定代理納付者の指定について)により指定した指定代理納付者の指定を取り消したので、予算決算及び会計規則(昭和39年横須賀市規則第43号)第115条の規定により告示します。

令和2年4月30日

横須賀市長 上地克明

横須賀市告示第100号 (令和2年5月1日) 掲 示 済

市の施設は、感染症の感染の拡大を防止するため、次のとおり施設の全部又は一部の供用を休止します。

令和2年5月1日

横須賀市長 上地克明

(次のとおりは略)

横須賀市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年5月11日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
桜が丘東映団地自治会	永 森 増 雄 横須賀市桜が丘2丁目2番9号	岩 田 スエ子 横須賀市桜が丘2丁目4番13号
	二本木 俊 一	石 田 昭 彦

北方町内会	横須賀市鴨居3丁目3番7号2F	横須賀市鴨居2丁目21番10号
山科台自治会	田 口 弘 横須賀市山科台3番1号	山 岸 義 之 横須賀市山科台36番18号

横須賀市告示第103号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、次に掲げる施設を特定教育・保育施設として確認しました。

令和2年5月11日

横須賀市長 上 地 克 明

確認年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和2年4月1日	認定こども園湘南栄光幼稚園	横須賀市浦上台3丁目29番3号	認定こども園	学校法人小原台学園
同	三笠幼稚園	横須賀市稲岡町82番地9	幼稚園	学校法人聖トマ学園
同	城北幼稚園	横須賀市平作6丁目3番10号	幼稚園	学校法人衣笠学園
同	湘南長沢幼稚園	横須賀市グリーンハイツ13番2号	幼稚園	学校法人長岡学園

横須賀市告示第104号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、次に掲げる者から特定地域型保育事業者の確認の辞退がありました。

令和2年5月11日

横須賀市長 上 地 克 明

辞退年月日	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	事業者の名称
令和2年4月1日	こひつじ保育室	横須賀市本町2丁目1番地22コンフォール横須賀本町107	家庭的保育事業	城 谷 真 琴

公 告

横須賀市公告第74号 (令和2年4月28日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年4月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第75号 (令和2年4月28日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年4月28日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第76号 (令和2年5月1日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月1日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和2年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第77号 (令和2年5月8日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和元年度	固 定 資 産 税	第 2 期 分	令和2年3月24日
		第 3 期 分	令和2年1月29日

都市計画税	第 4 期 分	令和2年3月23日
		令和2年3月24日

(別紙略)

横須賀市公告第78号 (令和2年5月8日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 決定通知書	3月分の納期限は、令和2年5月25日に変更する。
令和元年度		3月分の納期限は、令和2年5月25日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第79号 (令和2年5月8日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
平成30年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分
令和元年度		減額分

(別紙略)

横須賀市公告第80号 (令和2年5月8日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
-----	-----	-----	-----------

令和元年度	国民健康保険料	9 月 分	令和元年10月31日
		10 月 分	令和元年11月29日
		11 月 分	令和元年12月27日
		1 月 分	令和2年2月28日
		2 月 分	令和2年3月31日

(別紙略)

横須賀市公告第81号 (令和2年5月8日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和元年度	後期高齢者医療保 険料納入通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第82号 (令和2年5月8日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和2年5月8日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発 付 年 月 日
令和元年度	後期高齢者医療 保険料	2 月 分	令和2年3月31日

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第16号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和2年5月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
566	株 式 会 社 祐 成	飯 塚 浩 司	横須賀市西浦賀三丁目13番	令和2年 4月13日	令和7年 4月12日
567	株 式 会 社 山 川 建 設	山 川 義 明	横須賀市大矢部三丁目13番15号	令和2年 4月17日	令和7年 4月16日

横須賀市上下水道局告示第17号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条

及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和7年3月31日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和2年5月11日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須 390	株 式 会 社 祐 成	飯 塚 浩 司	横須賀市西浦賀三丁目13番	令和2年4月13日
須 391	株 式 会 社 山 川 建 設	山 川 義 明	横須賀市大矢部三丁目13番15号	令和2年4月17日

横須賀市上下水道局告示第18号
平成28年横須賀市上下水道局告示第8号により指定した指定下水道工事店株式会社平野水道は、次のとおり商号を変更しました。

令和2年5月11日
横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名		代 表 者 名	所 在 地
	新	旧		
須 215	エイチエスシー株式会社	株式会社平野水道	平 野 浩 一	横須賀市吉井四丁目6番10号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第9号（令和2年4月20日 掲 示 済）
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和2年4月20日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 日時 令和2年4月23日（時刻の指定は、ありません。）
- 会議開催の場所 書面による開催
- 会議に付議すべき事項
 - 令和3年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について
 - 社会教育委員の委嘱について
 - 横須賀市支援教育推進委員会委員の任命について
 - 令和3年度使用教科用図書採択基本方針について
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正）
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（生涯学習センター条例施行規則中改正）
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る横須賀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則制定）
 - 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る電子署名取扱規程制定）

- 会議開催の場所 農業委員会室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
 - 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第5号（令和2年5月1日 掲 示 済）
令和2年第5回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和2年5月1日

横須賀市農業委員会
会長 肥 田 正 好

- 日時 令和2年5月11日午後3時